

1 多様な自然環境の保全

1-1 自然環境保全地域・三重県立自然公園特別地域等の拡大

(1) 自然環境保全地域の指定

自然環境保全地域現況調査結果に基づき、自然環境保全地域の指定及び保全計画の検討を進めます。

(2) 自然環境保全対策事業の推進

自然環境保全地域を担当区域とする自然環境保全指導員等による巡回監視を行うとともに、標識を設置するなど自然環境保全地域の適切な保全と管理を行います。

1-2 雑木林・人工林・農地等二次的自然の保全

(1) 森林の保全・育成

ア 森林計画制度の適正な運営

尾鷲熊野森林計画について、地域森林計画樹立のための諸資料の作成及び修正を行うとともに、北伊勢、南伊勢、伊賀の地域森林計画と合わせて、伐採届出箇所の実行調査等を行います。

また、市町村森林整備計画の適正な実行確保を支援するとともに、森林所有者が樹立する森林施業計画の策定について支援をします。

イ 「三重の木を使おう、森を育てるために」県民運動の展開

新たな木の文化を創造することを目標に、木材セミナーの開催や啓発用パンフレットの作成、木工教室、木製品展示会の開催を行うとともに木材利用アドバイザーを設置し、県民の身近な相談にのることにより木材利用の拡大を図ります。

ウ 宮川流域水源地域の森林整備

清流の源である水源地域の三瀬谷ダム上流域において、治山、造林、間伐、林道等の森林保全整備事業を緊急的に実施し、森林の持つ水源かん養等、公益的機能の発揮に努めます。

エ 林業担い手の育成等

「財団法人三重県農林水産支援センター」において、IJUターン等林業への新規就業就職

への受入体制の整備を進めます。

また、認定林業事業者等の林業就業者の技術向上研修等を実施します。

オ 保安林の整備・管理

国土保全等の森林の持つ公益的機能の向上を図るため、第5期保安林整備計画に基づき、適正な保安林の配備・整備や維持管理を行います。

カ 林地開発許可制度による指導

林地開発にあたっては、森林の保続培養、森林生産力の増進に留意し「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」について厳正に審査を行い許可するとともに、許可後における開発が計画書に基づき適正に実施されるように開発行為者に対し指導を行います。

キ 森林病虫害等の防除

(ア) 森林病虫害等防除の促進(補助)

市町村が行う「市町村地区実施計画」に基づく地上散布などの予防措置及び松くい虫被害木の伐倒処理をする駆除装置に助成します。

地域懇談会の開催、防除技術者の要請及び自主防除意識の高揚を図るイベントの開催など地域のボランティア活動を支援します。

(イ) 森林病虫害等の防除(県営)

三重県松くい虫被害対策事業推進計画に基づき、松くい虫の被害を受ける恐れのある松林に薬剤散布等の予防措置と被害を受けた枯損木を伐倒処理する駆除措置を行います。

また、防除技術の普及、指導、被害情報等の自主的な防除体制を整備するとともに、高度公益機能森林における松林の育成環境を改善するため、林内清掃及び枯損木の伐倒処理を行います。

(2) 生物多様性に富んだ農村空間の形成と環境保全型農業の推進

ア 環境保全型農業の推進

農薬、化学肥料による環境への負荷を軽減するための調査・研究などにより環境保全型農業の一層の推進を図ります。

また、持続農業法認定農業者(エコファーマー)・コンポストマイスターの育成を進めます。

環境保全型農業の推進に係る事業

区 分	実施団体	内 容
環境にやさしい持続的な農業の推進	三重県	・技術実証ほの設置(20地区) ・コンポストマイスターの育成 ・エコファーマー制度の周知と育成
		・ペレット堆肥の実用実証・効果検証
	農協中央会	・農業安全使用研修会開催(農業管理指導士育成ほか) ・農業廃液等適正処理指導 ・空中散布の安全指導・現地調査
地域環境保全型農業の推進	市町村	・実証展示ほの設置(1町)
	農協	・実証展示ほの設置(1農協)
病害虫発生予察情報の提供	三重県	・予報、注意報、技術情報提供(FAXサービス・ホームページ)
環境保全型土壌管理対策	三重県	・効率的な施肥法確立のための土壌試験の実施 ・環境にやさしい有機質資源の施用基準設定調査の実施

イ 農村における環境整備

(ア) 農村の総合的な整備(実施8地区)

農村地域の諸条件を踏まえ、農業生産の基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施し、併せて都市と農村の交流のための条件整備を図ります。

(イ) 中山間地域の総合的な整備(実施14地区)

中山間地域において、地域が有する多面的な機能を生かした農業の確立と農村地域の活性化を図るため、総合的な農業生産基盤、生活環境の整備を図ります。

(ウ) ふるさと農道の整備(実施23地区)

緊急に整備する必要のある農道について、整備を行い農村地域の振興と生活環境の改善に寄与します。

ウ 農業担い手の育成

新規就農者の参入促進、経営体の育成等を支援する「財団法人三重県農林水産支援センター」において、就業希望の段階から、経営の発展段階までを総合的に支援します。

また、農地の効率的利用を図るため、担い手への農地集積を促進します。

エ 耕作放棄地の解消

担い手への農地利用集積を推進するとともに、中山間直接支払や遊休農地解消事業を実施し、耕作放棄地の解消に努めます。

(3) 河川・溪流・湖沼の保全・再生

ア 河川改修の実施における配慮

平成13(2001)年度に引き続き、自然環境に配慮した川づくりを促進します。

(一級河川矢谷川 他21河川)

イ 砂防事業の実施における配慮

平成13(2001)年度に引き続き、次の方針に基づき原則すべての着手溪流において自然環境に配慮し、事業を推進します。

(ア) 実施方針

- a 土砂災害を防止しつつ、自然環境を保全創造する。
- b 自然植生、生態系の保全を推進する。
- c 魚、水生動植物の産卵、餌場等生息域を確保する。
- d 緑豊かな休養の場、レクリエーションの場等、野外活動拠点整備を推進する。

(イ) 事業内容

内 容	実 施 箇 所
通常砂防	朝明川(菟野町)ほか85ヶ所
地方特定河川等環境整備	塚原谷川(美杉村)ほか3ヶ所
ふるさとづくり事業	井の谷川(宮川村)ほか2溪流

(4) 農山村と都市との交流の推進

ア 市民農園の促進

市民農園活動を通じてさらに農山村と都市住民との交流を進めるため、平成13(2001)年度も市民農園の整備を図るとともに、市民農園の適正かつ円滑な運営が図られるよう関係機関の指導を行います。

(ア) 市民農園の推進

市民農園整備促進法及び特定農地貸付法に基づく市民農園の適正かつ円滑な整備を促進します。

(イ) 市民農園による交流の促進

消費者の高度かつ多様な需要に対応するため農村資源を活用しながら市民農園を整備し、都市住民と農村の交流を図ります。

(ウ) 中山間地域における市民農園の活用

中山間地域における転作田や遊休農地を活用しながら市民農園を整備し、都市住民の農山漁村・農林漁業についての理解の促進を図ります。

イ 山村と都市との交流促進

都市と山村の交流促進のため、市町村が実施する交流拠点の整備等の取組に対し支援を行います。

1-3 沿岸域の自然環境の保全

ア 海岸の水際線の保全・再生

平成13(2001)年度に引き続き、海岸の水際線の保全・再生を図ります。

イ 七里御浜海岸の侵食対策

人工リーフなどの整備を進めるとともに、砂浜を回復させるための検討を行います。

ウ 藻場・干潟の保全・再生

沿岸漁場の生態系の回復と環境保全を図るため、藻場・干潟を造成します。

エ 漁村と都市との交流の推進

尾鷲市賀田湾地区の三木浦漁港及び紀勢町錦地区の錦漁港、熊野市新鹿地区の新鹿漁港、鳥羽市答志町の答志漁港では海岸環境の整備を実施し、鳥羽市菅島地区の菅島漁港では漁港環境整備に対して助成します。

2 生物の多様性の確保

2-1 貴重・希少な野生生物の保護

(1) 天然記念物に関する野生生物の保護

ア 文化財のパトロール

文化財保護に万全を期するためパトロールを実施します。

イ 特別天然記念物カモシカ通常調査の実施

鈴鹿山地及び紀伊山地カモシカ保護地域において、通常調査を実施します。これは、概ね5年に一度実視する特別調査を補完するモニタリング調査(毎年実施)です。

ウ 天然記念物食害対策

カモシカ保護と食害対策のため、スギ・ヒノキ等の造林地に防護柵を設置します。

エ 天然記念物ネコギギ緊急調査

伊勢湾に流入する河川において、平成13(2001)年度に引き続き、ネコギギの生息状況調査、生息環境調査を行い、保全のための基礎資料の収集を行います。

(2) 鳥獣の保護・管理

ア 狩猟行政の推進

鳥獣保護員を配置し、狩猟の取締り、指導等を行うとともに、狩猟免許試験及び更新講習会等を行います。

イ 鳥獣保護事業の実施

第9次鳥獣保護事業計画(平成14~19(2002~2007)年度)に基づき、鳥獣保護区等の設定・管理、野生生物保護モデル校の育成、キジの放鳥、傷病鳥獣の保護等を行います。

平成14(2002)年度鳥獣保護区等の設定計画

区分	鳥獣保護区	特別保護区	休猟区	銃猟禁止区	猟区
箇所数	20	2	5	7	-
面積(ha)	10,767	89	2,322	1,167	-
その他	期間更新区域拡大を含む。				

(3) 野生生物の生息状況等の把握

平成13(2001)年度に引き続き自然環境保全基礎調査を実施します。ニホンザルについては行動域を、ニホンジカについては生息密度を調査します。

区 分	概 要
自然環境保全基礎調査 (環境省委託調査)	大型獣調査

2-2 生態系の多様性の確保

ア 動物の愛護と管理

ヒグマやニホンザル等の飼養施設や動物取扱業の飼養施設の監視・指導を行うとともに、動物愛護の絵・ポスターの募集、動物愛護フォーラム三重や犬のしつけ方教室等を開催します。

3 良好な自然環境の活用

3-1 自然公園等の整備・活用

ア 自然公園の管理・保護

自然公園内の各種行為に対する許認可等を適正に行うことにより、健全な自然公園の維持に努めます。

イ 自然公園利用施設の整備

自然公園のより一層の利用促進を図るため、次のとおり整備します。

国立・国定公園名	箇所名	種別	事業内容
伊勢志摩国立公園	岩屋・築上園地	国補	歩道、休憩所
吉野熊野国立公園	七色峽園地	国補	歩道、休憩所、駐車場
	鬼ヶ城周回線道路(歩道)	国補	歩道
鈴鹿国定公園	聖宝寺園地	国補	歩道、トイレ、休憩所
室生赤目青山国定公園	赤目園地	国補	トイレ、休憩所

ウ 自然公園区域等の見直し

自然公園区域等の見直しのため、奥伊勢宮川峡県立自然公園の自然景観や野生動植物等の調査結果に基づき、公園計画を策定します。また他の県立自然公園についても順次公園計画の策定作業を進めます。

3-2 森林・水辺等の保全活用

(1) 森林の整備・活用

ア 山村地域の生活環境の改善

山村地域の生活環境基盤の整備のほか、森林整備・保全等にかかる林道の整備を行います。

イ 生活環境保全林の整備

生活環境を保全・形成する森林について、地域住民のやすらぎやうるおいの場となるよう、生活環境保全林の整備を行います。

生活環境保全林整備事業実施計画

施行箇所		整備面積 (ha)	整備内容
地区名	所在地		
津元	青山町高尾	22.2	自然林改良、作業施設
秋ノ田	南島町道方	2.5	管理歩道、作業小屋、多目的広場、防災施設(木柵)
計	2地区	24.7	

(2) 農業利用施設の活用

ため池及び農業用水路周辺の整備を次の8地区で行います。

地区名	所在地	地区名	所在地
木曾岬	桑名郡木曾岬町	鎌ヶ地	桑名郡長島町
川添	度会郡大台町	大井田西部	員弁郡大安町
笠田大溜	員弁郡員弁町	立梅	多気郡勢和村
野代	桑名郡多度町	長島中部	桑名郡長島町

(3) 温泉の保護・利用

ア 温泉の保護

温泉の保護と利用の適正化を図り、公共の福祉を増進させるため、地域の特性に即した指導を行い、温泉の適切な開発と公共的利用の増進を図っていきます。

イ 拠点施設の整備

国民保養温泉地を選定し、自然とふれあい心身をリフレッシュする拠点施設整備を進めます。

(4) 自然歩道の整備

ア 東海自然歩道の整備

東海自然歩道を次のとおり改修します。

市町村名	種別	事業内容
関 町 菟 野 町	国 補	歩道改良、標識

(5) グリーン・ツーリズムの促進

グリーン・ツーリズムについて、県内の交流施設PRパンフレットの配布を行います。

また、市町村が行っている都市との交流を促進するため、イベントやPR活動、交流関連施設整備への助成を行います。